

国の支援策

地方財政措置

		合併を検討する市町村に対する支援	合併後の市町村への支援
補助金・交付金		○合併準備補助金（H12）	○合併市町村補助金（H12）
地方 交付税	普通 交付税		●普通交付税の算定の特例（合併算定替） （H11 拡充） ○合併直後の臨時的経費に対する財政措置 （合併補正）（H11）
	特別 交付税	○合併準備経費に対する財政措置 （H10）	○市町村合併に対する特別交付税措置 （H12） ○合併移行経費に対する財政措置（H12）
地方債 （合併特例債）			●合併市町村まちづくりのための建設事業 に対する財政措置（H11） ●合併市町村振興のための基金造成に対す る財政措置（H11）

※●印は合併特例法に規定のある措置、（）は創設年度

1 合併を検討する市町村に対する主な支援

(1) 合併準備補助金（補助金）

平成 11 年度以降に設置された法定合併協議会の構成市町村を対象とし、市町村建設計画の作成及びそのための準備等に要する経費について、1 関係市町村につき 500 万円を上限とする定額補助を 1 回に限り行う。

(2) 合併準備経費に対する財政措置（特別交付税）

合併協議会への負担金、合併に向けての啓発事業等の合併準備経費について特別交付税措置を講じる。

■措置内容

法定又は任意の合併協議会が設置された年度後四箇年度に限り、経費の 5 割を措置。

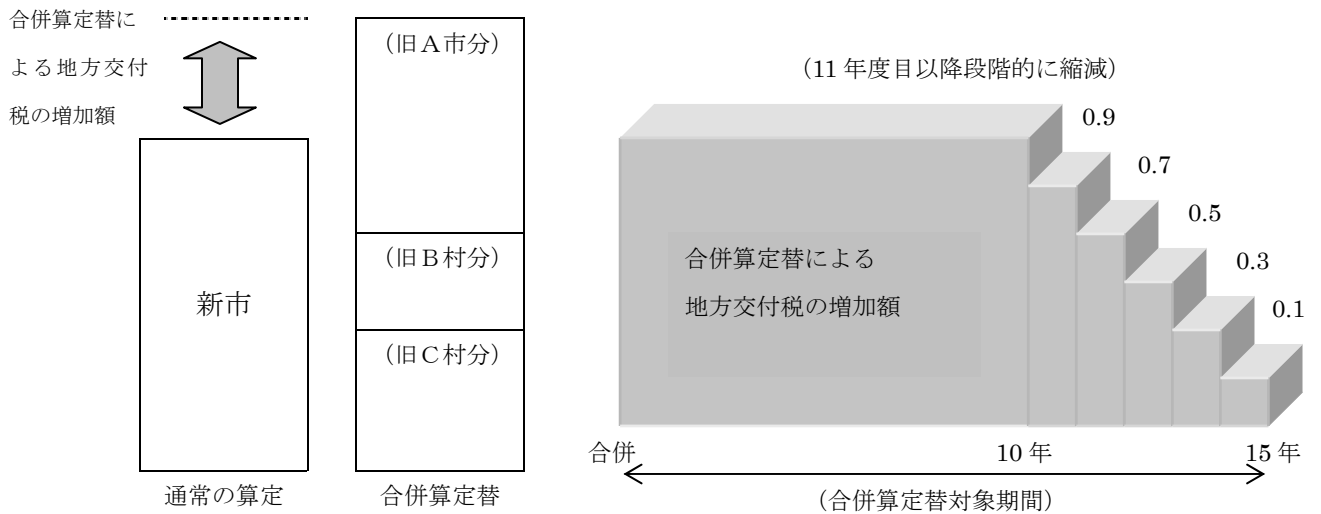
2 合併後の市町村への主な支援

(1) 普通交付税額の算定の特例〔合併算定替〕（普通交付税）

（合併特例法第 11 条：平成 11 年拡充）

合併年度及びこれに続く 10 年度は、合併関係市町村が合併前の区域をもって存続した場合に算定される普通交付税の合算額を保障し、さらに、その後 5 年度は激変緩和措置を講じる。

■合併算定替



(2) 合併市町村のまちづくりのための建設事業に対する財政措置（合併特例債）

（合併特例法第 11 条の 2：平成 11 年改正による）

合併後の市町村が市町村建設計画に基づいて行う一定の事業に要する経費について、合併年度及びこれに続く 10 年度に限り、地方財政法第 5 条各号に該当しないものについても、地方債（充当率 95%）をもってその財源とすることができることとし、当該地方債の元利償還金の一部（70%）について、普通交付税措置を行う。

■対象事業

合併後の市町村が市町村建設計画に基づいて行う次に掲げる事業のうち、特に必要と認められるものに要する経費

① 合併後の市町村の一体性の速やかな確立を図るために行う公共的施設の整備事業

- ・旧市町村の交流や連携が円滑に進むような施設の整備

（例：旧市町村相互間の道路、橋りょう、トンネル等の整備）

- ・ 合併後の市町村の住民相互が一体感を持つために行われる施設の整備
(例：住民が集う運動公園等の整備)
- ② 合併後の市町村の均衡ある発展に資するために行う公共的施設の整備事業
 - ・ 合併後の市町村内の行政サービスの水準の均衡を図るための施設の整備
(例：介護福祉施設が整備されていない地区への施設の整備)
 - ・ 同一内容の施設の重複を避けて行う施設の整備
(例：ある地域には文化施設があるため、他の地域に体育施設を整備するなどして合併後の市町村全体としてのバランスのとれた発展を図る)
- ③ 合併後の市町村の建設を総合的かつ効果的に推進するために行う公共的施設の統合整備事業
 - ・ 類似の目的を有する公共的施設を統合する事業

■標準全体事業費（※）

具体的には、合併に伴い必要となる追加的な地方単独事業費及び国庫補助事業費に係る地方負担額について、合併後人口、増加人口（合併関係市町村の人口の合計から当該市町村の人口のうち最大のものを差し引いた人口）及び合併関係市町村数の多寡に応じ、次の算式により算出する。

（※）標準全体事業費：合併特例債を充てる全体の対象事業費の目安

（算式）

$$180 \text{億円} \times \left[\frac{\text{合併後人口}}{10 \text{万人}} \times a + b \right] \times \left[\frac{\text{増加人口}}{1 \text{万人}} \times c + d \right] \times \left[2 - \frac{2}{\text{合併関係市町村数}} \right]$$

合併後人口補正

増加人口補正

合併関係市町村数補正

※180 億円は、合併後人口が 10 万人であり、かつ、増加人口が 1 万人である合併市町村について、合併市町村でない同規模の市町村の通常事業量の約 3 割増の事業を行うことのできる地方単独事業費及び国庫補助事業費に係る地方負担額の合計額を想定している。

また、算式中の係数は次のとおりである。

※ a と b は次の表の表側に定める区分ごとに同表に定める数値

合併後人口数による区分		a の数値	b の数値
30,000 人以下		1.000	0.200
30,000 人を超え	100,000 人以下	0.714	0.286
100,000 人を超える		0.000	1.000

※ c と d は次の表の表側に定める区分ごとに同表に定める数値

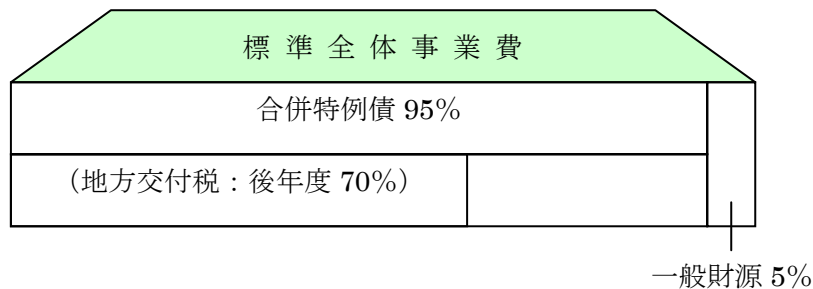
増加人口数による区分		c の数値	d の数値
10,000 人以下		0.333	0.667
10,000 人を超え	50,000 人以下	0.167	0.833
50,000 人を超え	100,000 人以下	0.083	1.250
100,000 人を超え	200,000 人以下	0.042	1.667
200,000 人を超え	400,000 人以下	0.021	2.083
400,000 人を超える		0.000	2.917

・借入限度額

標準全体事業費×おおむね 0.95

・普通交付税算入額（交付税措置額）

元利償還金×0.70



(3) 合併市町村振興のための基金造成に対する財政措置（合併特例債）

（合併特例法第 11 条の 2：平成 11 年改正による）

合併後の市町村が行う一定の基金の積立てに要する経費については、合併年度及びこれに続く 10 年度に限り、（地方財政法第 5 条各号に規定する経費に該当しないものについても）地方債（充当率 95%）をもってその財源とすることができることとし、当該地方債の元利償還金の一部（70%）について、普通交付税措置を行うものとする。

■基金の目的

合併後の市町村が、地域住民の連帯の強化又は合併関係市町村の区域における地域振興等（当該地区において過去に合併が行われたことにある場合には、当該過去の合併の際の合併関係市町村の区域における地域振興等を含む）のために設ける基金（以下「合併市町村振興基金」という。）に対する積立てのうち、特に必要と認められるものに要する経費については、合併特例債を起すことができるものとする。

- ・新市町村の一体感の醸成に資するもの
 (例：イベント開催、新市町村のC I (コーポレートアイデンティティ)、新しい文化の創造に関する事業の実施、民間団体への助成等)
- ・旧市町村単位の地域の振興 (旧市町村において過去に合併が行われたことがある場合には、当該過去の合併の際の旧市町村を単位とする地域の振興を含む。)
 (例：地域の行事の展開、伝統文化の伝承等に関する事業の実施・民間団体への助成、コミュニティ活動・自治会活動への助成、商店街活性化対策等)

■標準基金規模 (※)

具体的には、新市町村の一体感の醸成・旧市町村単位の地域の振興という合併市町村振興基金の目的を踏まえ、合併関係市町村数、増加人口及び合併後人口の多寡に応じ、次の算式により算出する。

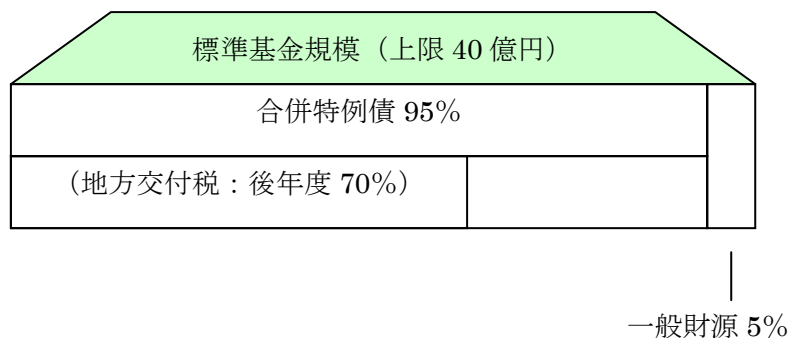
(※) 標準基金規模：合併特例債を充てる積立基金額の目安

(算式)

$$\begin{array}{c}
 3 \text{ 億円} \times \text{合併関係市町村数} + 1 \text{ 万円} \times \text{増加人口} + 5 \text{ 千円} \times \text{合併後人口} \\
 \begin{array}{ccc}
 \boxed{\text{市町村数均等割}} & \boxed{\text{増加人口割}} & \boxed{\text{合併後人口割}}
 \end{array}
 \end{array}$$

ただし、合併市町村振興基金の積立に際し、その必要がある場合には、算式により算出される標準基金規模のおおむね 5 割増まで積立てを行うことができるものとするが、いずれの場合においても、40 億円を合併市町村振興基金の上限とする。

- ・借入限度額
 標準基金規模 × おおむね 0.95
- ・普通交付税算入額 (交付税措置額)
 元利償還金 × 0.70



(4)市町村合併推進体制整備費補助金（補助金）

合併に伴い必要な事業として、市町村建設計画に位置づけられた事業に補助をする。

■措置内容

	市町村合併推進体制整備費補助金要綱	
	(平成13年5月18日施行)	(平成18年5月31日施行)
対象市町村	旧合併特例法に基づき合併した市町村	
対象事業	◎ 市町村建設計画に基づき実施する事業	◎ 市町村建設計画に基づき実施する事業 ◎ 基金の積み立てに要した経費
金額	合併関係市町村の人口に応じ、 1関係市町村あたり6千万～3億円の合算額を上限	
交付期間	合併年度及びこれに続く2年度 (3年間)	市町村の建設計画の期間 (概ね10年間)
その他		翌年度への繰越可能

関係市町村人口	上限額（計）
～ 5,000人	6千万円
5,001 ～ 10,000人	9千万円
10,001 ～ 50,000人	1億5千万円
50,001 ～ 100,000人	2億1千万円
100,001人～	3億 円

〈算出例〉

- ・ 3万人、9千人及び6千人の市町村合併の場合
1億5千万円+9千万円+9千万円=3億円3千万円

(5) 合併直後の臨時的経費に対する財政措置〔合併補正〕（普通交付税）

合併直後に必要となる次のような臨時的経費について、普通交付税において包括的な財政措置を行う。

- ・ 行政の一体化（基本構想等の策定・改定、コンピュータ・システムの統一、ネットワークの整備等）に要する経費
- ・ 行政水準・住民負担水準の格差是正（住民サービスの水準の調整等）に要する経費

(6) 市町村合併に対する財政措置（特別交付税）

合併年度またはその翌年度から3年にわたり特別交付税措置を講じる。

■算定方法

$$(2 \text{ 億円} + 2 \text{ 千円} \times \text{増加人口}) \times \text{増加人口比率} \times \text{係数}$$

(増加人口は、(合併後人口－旧市町村のうち最大の人口) とする。)

増加人口比率	=	増加人口 / 合併後人口		
……	20%未満		→	補正係数 1.0
	20%以上 40%未満		→	” 1.25
	40%以上		→	” 1.5

係数	……	算定初年度	→	1.0
		2年目	→	0.6
		3年目	→	0.4

■支援内容

① 新しいまちづくり

合併を機に行う新たなまちづくりの財政需要を包括的に措置。

(例) 施設間ネットワーク化、コミュニティ施設整備、総合交通計画の策定、個性ある学校づくり、医療・福祉ネットワークシステム等

② 公共料金格差調整

合併関係市町村間における公共料金の統一に要する一般会計負担を包括的に措置。

③ 公債費負担格差是正

合併関係市町村間における公債費負担格差について、利子相当額を包括的に措置。

④ 土地開発公社の経営健全化

土地開発公社について、合併を機に経営健全化を図ろうとする設立・出資市町村の取組みを包括的に支援。

〈算出例〉

・1万人と1万人の市町村合併の場合

$$(2 \text{ 億円} + 2 \text{ 千円} \times 1 \text{ 万人}) \times 1.5 = 3.3 \text{ 億円}$$

・1万人、1万5千人、2万人の3町村合併の場合

$$(2 \text{ 億円} + 2 \text{ 千円} \times 2.5 \text{ 万人}) \times 1.5 = 3.75 \text{ 億円}$$

(7) 合併移行経費に対する財政措置（特別交付税）

合併関係市町村が速やかな一体性の確立を図るため、合併前に要する経費について特別交付税措置を講じる。

■算定方法

$$A \times 0.5$$

A：総務大臣が合併関係市町村が合併市町村の一体性の速やかな確立を図るために必要な経費として調査した額

（例）電算システムの統一に要する経費、防災無線の統合に要する経費、条例等改正委託に要する経費、その他（ただし、正規職員人件費を除く）

(8) 地方税の不均一課税（合併特例法第 10 条）

合併が行われた日の属する年度及びこれに続く 3 年度に限り、次のいずれかに該当する場合、不均一の課税を行うことができる。

- ・合併関係市町村の相互間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、合併市町村の全地区にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合
- ・市町村の合併により承継した財産若しくは負債の額について合併関係市町村相互間に著しい差異があるため、合併市町村の全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合

特例措置の拡充〔(第 151 回国会) 市町村合併特例法一部改正法案による〕

- ・不均一課税をすることができる期間の延長（3 年→5 年）と同期間における課税免除の特例の創設
- ・事業所税の課税団体の指定の延期（最長 5 年）

(9) 過疎地域自立促進特別措置法（過疎法：平成 12 年法律第 15 号）上の合併特例

（平成 12 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで）

市町村の合併があった場合の特例（過疎法第 33 条）

過疎地域の市町村を含む合併があった場合、過疎法第 33 条第 1 項で定める要件に該当する場合は、過疎市町村とみなす。また、合併市町村が過疎市町村に該当しない場合であっても、第 33 条第 2 項により旧過疎地域のみを過疎地域とみなし、法の措置をすべて適用する。

3 地域審議会（合併特例法第5条の4）

合併前の関係市町村の協議により、旧市町村の区域ごとに、合併市町村の長の諮問により審議又は必要な事項につき意見を述べる地域審議会を置くことができる。

■地域審議会制度

【目的】

合併後も区域住民の声を施策に反映させ、きめ細かな行政サービスを実現する。

【制度】

- ・ 合併前の関係市町村間の協議で設置する。
- ・ 関係市町村間の協議事項

地域審議会の期間
地域審議会を組織する構成員の定数、任期、任免
その他組織及び運営に関し必要な事項

なお、協議は関係市町村の議会の議決を経て成立し、成立した場合は直ちにその内容を告示しなければならない。

また、協議により定められた事項を変更しようとするときは、新市町村の条例で定めなければならない。

【役割】

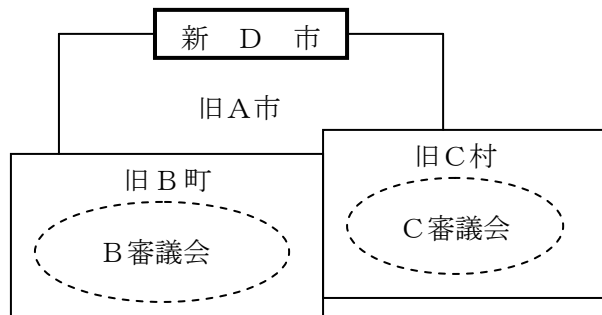
新市町村の関係区域に係る事務に関して

合併市町村の長の諮問に応じ意見を述べること

- ・ 市町村建設計画の変更
- ・ 市町村建設計画の執行状況（定期的）
- ・ 当該地域を単位とする地域振興のための基金の運用
- ・ 予算編成の際の事業等に関する要望
- ・ 基本構想・各種計画の策定・変更
- ・ 住民の行為等が規制される地域の指定

必要に応じ合併市町村の長に意見を述べること

- ・ 市町村建設計画の執行状況（随時的）
- ・ 公共施設の設置・管理運営
- ・ 福祉・廃棄物処理・消防等の对人的施策の実施状況



4 地域自治区（平成16年11月合併特例法の一部を改正する法律等の施行）

■地域自治区

- (1) 地域自治区とは、地域の住民の意見を行政に反映させるとともに行政と住民との連携の強化を目的として、市町村の判断により設けられる区域であり、その区域の住民のうちから選任された者によって構成される地域協議会及び市町村の事務を分掌させるための事務所を置くもの。
- (2) 市町村が、条例で、その区域を分けて地域自治区を設ける。
- (3) 地域協議会
 - ① 構成員は、地域自治区の区域の住民のうちから市町村長が選任する。
 - ② 権限
 - ア 地域自治区の区域に係る重要事項は、あらかじめ地域協議会の意見を聴かなければならない。
 - イ アのほか、市町村の事務で地域自治区の区域に係るもの等について、市町村の長その他の機関に意見を述べる。
- (4) 合併時に地域自治区を設置する際の特例
合併に際して1又は2以上の合併関係市町村単位で地域自治区を設ける場合には、
 - ① 合併関係市町村の協議で設置を決定。
 - ② 特別職の区長を置くことができる。（市町村長が選任）
 - ③ 住所の表示に地域自治区の名称を冠する。

5 合併特例区（平成16年11月合併特例法の一部を改正する法律等の施行）

■合併特例区

合併後の一定期間（5年以下）、1又は2以上の合併関係市町村の区域であった区域を単位として、特別地方公共団体である合併特例区（法人格を有する。）を設けることができる。

- (1) 設置手続
合併関係市町村の協議で規約を定め、廃置分合の申請に併せ、設置を申請する。
- (2) 合併特例区は、以下の事務のうち、規約で定めるものを処理する。
 - ① 合併関係市町村において処理されていた事務であって一定期間合併特例区で処理することがその事務の効果的な処理に資するもの。
 - ② その他合併特例区が処理することが特に必要な事務。

【例示】

地域の公の施設の管理（集会所、コミュニティセンター等）、地域振興イベント、コミュニティバスの運行、地域に根ざした財産の管理（里山、ブナ林等）

- (3) 合併特例区の長は、合併市町村の長が選任する特別職とする。また、合併市町村の

助役又は支所・出張所長若しくは指定都市の区の事務所・出張所長を兼ねることができる。

(4) 合併特例区協議会

① 構成員は、合併特例区内に住所を有する合併市町村の議会議員の被選挙権を有する者のうちから、規約に定める方法により合併市町村の長が選任。

② 権限

ア 予算等の重要事項を定めるときは、合併特例区協議会の同意が必要。

イ 規約で定める合併特例区の区域に係る重要事項を実施しようとする場合は、合併特例区協議会の意見を聴かなければならない。

ウ 合併特例区協議会は、地域振興等合併特例区の区域に係る事務に関し、合併市町村の長その他の機関に意見を述べることができる。

(5) 合併特例区は、住所の表示に合併特例区の名称を冠する。

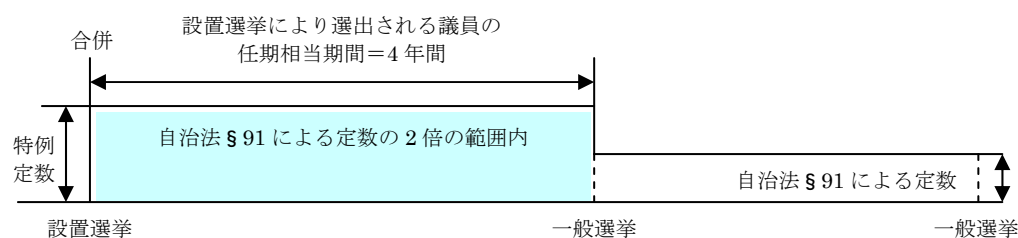
6 市町村議会議員の定数・在任に関する特例（合併特例法第6条・第7条）

合併の方式（新設・編入）ごとに合併市町村の議会の議員の定数を一定期間増加する（定数特例）か、または合併関係市町村の議員が合併市町村の議会の議員として在任する（在任特例）ことができる。

■新設合併の場合

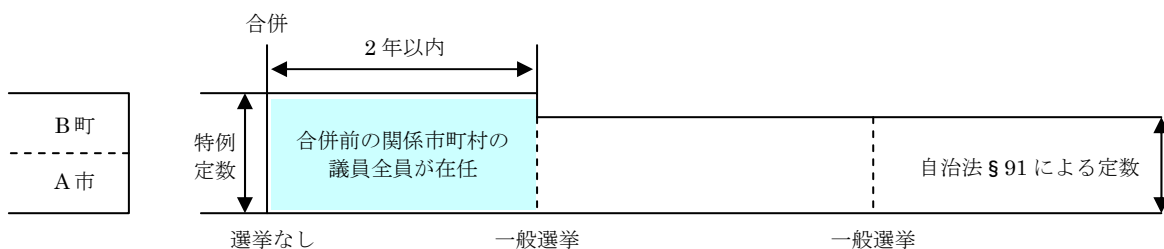
(1) 定数特例（合併特例法第6条第1項）

設置の選挙の際に、法定定数の2倍まで定数を増加することができる。



(2) 在任特例（合併特例法第7条第1項）

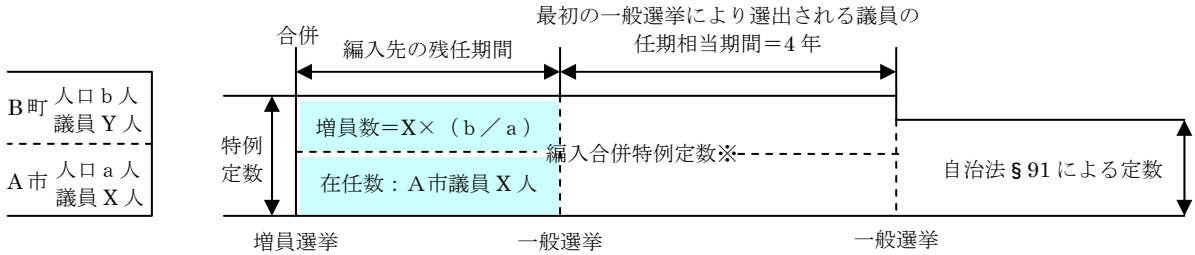
旧市町村の議員は、合併後2年以内は新市町村の議員として在任することができる。



■編入合併の場合

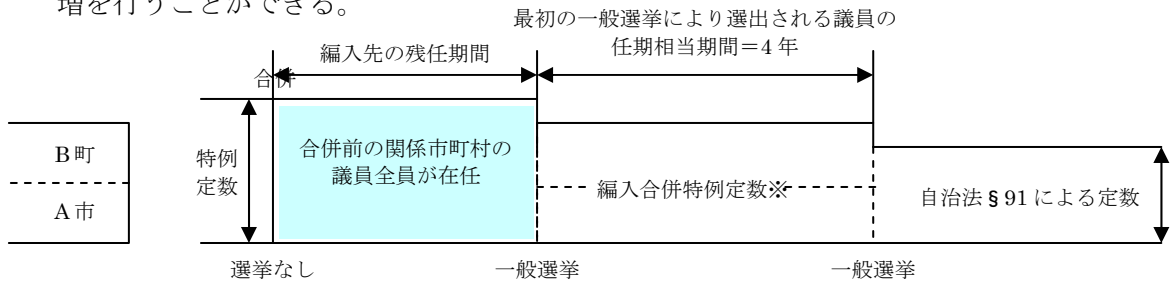
(1) 定数特例（合併特例法第6条第2項）と特例定数（合併特例法第6条第5項）

編入された旧市町村の区域で選挙区を設けて増員することができ、編入先の市町村の2回目の選挙まで定数増を行うことができる。



(2) 在任特例（合併特例法第7条第1項）と特例定数（合併特例法第7条第3項）

編入された旧市町村の議員は、編入先の市町村の最初の選挙までその議員となることができ、さらに最初の選挙の際に、編入された旧市町村の区域で選挙区を設け、定数増を行うことができる。



※編入合併特例定数の増員数（端数は四捨五入、1未満は1とする。）

$$\text{増員数} = \text{編入する市町村の旧定数} \times (\text{編入される市町村の人口} \div \text{編入する市町村の人口})$$

《自治法第91条の法定定数（減数条例により定数を減らすことができる）》

（現行）

	人口	議員数
【市】	5万未満	30
	5万以上 15万未満	36
	15万以上 20万未満	40
	20万以上 30万未満	44
	30万以上 40万未満	48
	40万以上 50万未満	52
	50万以上	56人+20万ごとに4人増（最大100人）

	人口	議員数
【町村】	2千未満	12
	2千以上 5千未満	16
	5千以上 1万未満	22
	1万以上 2万未満	26
	2万以上	30

7 市町村議会議員の退職年金に関する特例（合併特例法第7条の2）

地方公務員等共済組合法第161条に基づき、市町村の議会の議員が在職12年以上で退職したときは、退職年金が支給される。市町村の合併が行われると合併前の市町村の議会の議員は、その任期の途中で議員の職を失い、退職年金の受給資格を得られないことも考えられるため、特例が定められている。

- 通常3期目を迎えた議員は、合併しなかった場合12年在職するが、任期中に合併があり退職年金の受給資格を満たさないまま退職
- 在職期間が8年以上12年未満
- 在職期間と退職した日の翌日から任期が満了すべき日までの期間とを合算した期間が12年以上

のすべてに該当する合併関係市町村の議会の議員は、退職年金受給資格が付与される。

なお、当該特例措置の適用を受ける者に対する退職年金の額の算定については、その在職期間に応じて割り落しがある。

